

徳島県告示第五百九十九号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第四十条の二の規定により、令和七年度上半期分の徳島県病院事業、徳島県電気事業、徳島県工業用水道事業、徳島県土地造成事業、徳島県駐車場事業及び徳島県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和七年十一月二十八日

徳島県知事　後藤田　正　純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課に備え置いて、
公衆の縦覧に供する。）